

第 4 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和元年 5 月 1 5 日 (水)

午後 1 時 3 0 分

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和元年第 2 回 (5 月) 臨時会に関する事項について

(1) 会期案について・・・資料 1

5 月 2 1 日 (火) から 5 月 2 8 日 (火) までの 8 日間

(2) 人事案件について

申し合わせ事項 6 2 により行う。

(3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介

本会議の前に異動のあったものの自己紹介を行う。

○申し合わせ事項

(部長等の異動による自己紹介)

129 部長等 (議場出席者に限る。) の異動があったときは、次の議会において自己紹介させる。

(4) 議事日程案について・・・資料 2

(5) エコスタイル (クールビズ) について

2 その他

(1) 全員協議会の開催日時

5 月 2 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分から 議運決定事項の報告

(2) 市議会モニターからの意見と回答について・・・資料 3

(3) その他

令和元年第 2 回（5 月）臨時会議案名（案）

市長提出案件（議案 5 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 5 1 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について（社会教育）
- (2) 承認第 1 号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について（税務）
- (3) 承認第 2 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について（税務）

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 5 0 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について（公営）

○人事案件（1 件）

- (1) 同意第 3 号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）

令和元年第 2 回（5 月）臨時会議事日程（案）

| 月 | 日 | 曜 | 開議時刻 | 会議名 | 摘要 |
|---|----|---|---------|-----|--|
| 5 | 21 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・同意 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 |
| | | | 本会議終了後 | 委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会 |
| 5 | 22 | 水 | 午前 10 時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 |
| 5 | 23 | 木 | | 休 会 | |
| 5 | 24 | 金 | | 休 会 | |
| 5 | 25 | 土 | | 休 会 | |
| 5 | 26 | 日 | | 休 会 | |
| 5 | 27 | 月 | | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・議事整理日 |
| 5 | 28 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 |

| モニターからの意見 | 議会の考えと対応 |
|---|--|
| <p>モニターとしての意見 山陽小野田市議会是一般質問や委員会審査において執行部に対して説明を求める立場ではなく、お伺いをさせていただく立場なのでしょうか？</p> <p>一般質問において質問議員が執行部の答弁に対して「有難うございます」との発言が多々見受けられます。「執行部と議会は車の両輪である」という言葉をよく聞きますが、お礼を言わなくてはならない立場なのでしょうか。</p> <p>市民から見てこのことは、執行部に「教えてもらっている」、「応えてもらっている」感じで、チェック機関である議会が、とても「両輪」であるとは思えません。これは議会の権威・尊厳の問題と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>そうであるなら、議員研修会等で最低限度の常識的な教育が行われるべきではないでしょうか。</p> <p>それとも、選挙で選ばれた議員個々人の問題であり、議会として取り上げることはないのでしょうか。</p> | <p>貴重な意見として承ります。研修などを通じて議会の役割を再認識するとともに、議長の議事整理権や議会運営委員会を通じて問題のある発言を是正してまいります。</p> |

平成30年12月17日付

| モニターからの意見 | 議会の考えと対応 |
|---|--|
| <p>モニターとしての意見 12月17日一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会で、「落札業者の“おかけん”から辞退の申し出があったと協議会で説明しましたが、、、」との発言が執行部からありましたが、何故そのことが協議会であったのか、委員会でなかったのでしょうか。会議は原則公開であるはずですが、協議会は正式な会議ではなく、傍聴も許されていない場が出た話ということは表に出せない話かと理解していますが、それが17日の委員会分科会の説明で出てくることに矛盾は無いのでしょうか。問題の無い公開すべき話であれば委員会で説明があるべきではないでしょうか。違和感を覚えます。</p> | <p>協議会は法的な意味を持たない事実上の会議であり、迅速に報告すべき案件については、手続に一定の時間が掛かる委員会ではなく協議会を開催することがあります。しかし、協議会での報告等が再度委員会でなされなければ委員会の形骸化になります。そのようなことがないように協議会を最小限にとどめ、委員会中心の運営を心掛けてまいります</p> |

平成30年12月26日付

| モニターからの意見 | 議会の考えと対応 |
|--|---|
| <p>議会のありかたについて</p> <p>衆議院本会議について調べてみました。</p> <p>開会については、本会議が始まる10分前に予鈴が鳴り定刻にベルが鳴ります。その後議長が席につき、会議の成立を確認した後に開会を宣告するという流れです。閉会については、議長が散会を宣告し終了となります。</p> <p>最初と最後の議長の動きに着目してみると、全員が揃い定刻ベルが鳴って議長が議場に入り、終了時は議長が退席した後に議員や大臣達が出ていくという流れが昔から続いているといえます。(もちろん例外は多々ありますが)</p> <p>この議員や大臣達の動きは、「国会法」や「衆議院規則」に基づいて規定されたものではなく、慣例的に各々の判断でそのような行動をとられているということでした。</p> <p>そこには三権の長に対する敬意や、国会の尊厳というものを感じます。</p> <p>12月議会の一般質問を傍聴しました。午前中の一般質問が終わり議長が散会を宣言されると同時に議員や執行部の皆さんが議場を後にされるなか、議長はまだ議長席に着席したままの光景を見て感じた意見です。</p> <p>本市議会でルール化するものでもないとは思いますが、「議会」「議場」というものについて考えて見られてはいかがでしょうか。</p> | <p>議長による散会の宣告によってその日の会議が閉じられます。したがって、その後の規定やルールは必要がないと考えます。</p> |

平成31年1月23日付

| モニターからの意見 | 議会の考えと対応 |
|--|---|
| <p>モニターとしての意見① 国旗掲揚の陳情について議運において2回にわたり取り上げられましたが下記の3点について</p> <ol style="list-style-type: none">1. 何故、岡山議員の意見を聞かないのでしょうか。公明党所属議員であることは知っているが市議会において会派は存在しません。1月22日の議運において岡山議員が発言を控える、吉永議員に委ねるとの申し出、或いは文書による提示があったのでしょうか。議員個人を無視したやり方は議会としていかがか。2. 地方自治法を引き合いにして、討論も議論もされない中で議長一任というのは議運として無責任ではないか。言論の府として、議員個々人の思想信条・良心によってしっかりと公の場（市民に見える場）において議論されるべきであると考えるがいかがか。3. 陳情及び請願については議会基本条例に基づいて、市民からのものについては、その意見を聴くこととなっていますが、いきなりの「議長一任」は、議会基本条例を無視したものと捉えるがいかがか。 <p>モニターとしての意見② 議会傍聴について、傍聴席に入場の際に記入しないで傍聴している方が現実にいらっしゃる。危機管理に必要であれば必ず担当者が入り口に張り付く必要があると考えるがいかがか。</p> | <p>岡山議員も含めた代表した意見であることを御理解ください。</p> <p>各会派の意見表明にとどめて議長に一任した点については拙速であったと考えます。</p> <p>陳情者に陳述の機会を与えるべきであったと反省しております。</p> <p>担当者を入り口に張り付かせる考えはありません。</p> |

モニターとしての意見③

陳情については、市民から出たもので委員会で取り上げられたものについては、平成31年1月22日の議運の時点で出されているものについて、提出者に報告をするとの決定がなされましたが、平成30年5月25日付けで提出されました「モニター提出意見の議運における協議・公開、事務局対応及び公文書取り扱いについて」の陳情は現議運メンバーに提出され、取り上げられた事案であり、報告するべきであると考えがいかがか。

モニターとしての意見④

「公務における子育て支援策」について、担当は議運との話になりました。その上で議運の中で委員長がこのことを「議論する必要があるのかということも含めて考えていきたいと思います」との発言でしたが、前回のモニター意見に対して「検討してまいります」と答えたのは嘘だったのでしょうか。せめて「検討するかしないか」くらいは速やかに議論し結論付けるべきと考えるがいかがか。

1月22日の議会運営委員会において、この日時点に出ている陳情から、陳情提出者へ送付すると決定しております。御理解ください。

公務における子育て支援策というよりは、なり手不足をどのように議会が解消していくのかという、もっと大きなテーマに沿って議論していきたいと考えます。

| モニターからの意見 | 議会の考えと対応 |
|--|---|
| <p>モニターからの意見（４） < 12月議会と1月に開かれた委員会を傍聴して ></p> <p>1. 12月17日、19日の民生福祉委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 17日の委員会では質疑のあと自由討議に入りました。しかし議論が噛み合わず暫時休憩後、再開ののち延会となりました。その後19日に再開され再び自由討議が行われましたが、時として執行部への質疑も行われ、質疑と自由討議の境目がよく分からない委員会運営が行われました。その後「継続審査」の動議が出され、可否同数となり委員長裁定により継続審査が決定されたのであります。</p> <p>(2) 議員間の「自由討議」は何のために行われるのか。この件は民福委員会だけにとどまらず議会の中では共通認識とされているのでしょうか。議員がそれぞれ持論を「自由」に議論しているという印象を持ちましたが、「自由討議」には一定のルールが必要なではありませんか。</p> <p>(ア) 議会基本条例第6条2項は「…審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。」とあるように、質疑終了後に自由討議に移行することを基本としています。しかし委員長は質疑終了を宣言せず、自由討議のまま延会。19日に委員会再開後も自由討議の合間に執行部への質疑を行うという手法が取られました。</p> <p>(イ) 何のために「自由討議」を行うのかが理解されていないのでは。 自由討議は「論点の整理など」により「合意形成」を図ることが目的なのに、議員が好き勝手に議論するだけで、合意形成の努力がされているとは思えません。委員長からも自由討議のルールが示されませんでした。</p> <p>(3) 「継続審査」の動議が出され、可否同数で委員長裁定により継続審査が決定されました。委員長が継続審査に賛成する根拠はなんでしょう。 議会運営上、委員長は会期内に審議を終え結論を出す責任があります。委員会内の多数意見が継続審査であれば問題ありませんが、委員長自身が「審査が不十分」という結論を出すのなら、なぜ17日、19日の委員会を時間延長をしてでも徹底審査をされなかったのか疑問です。</p> <p>(4) 継続審査の動議の理由として「斎場の名称問題と使用料」があげられました。 19日には副市長が「条例には愛称は入れない」と実質的な責任者が出席し、答弁したにもかかわらず、「納得できない」と同じ議論が繰り返されました。使用料についても論点の整理や一致点を模索する議論にはならず、なぜ「継続審査」だったのか最後まで理解できませんでした。</p> | <p>検証作業に当たって議員全員の意見を聞き、自由討議の在り方について考えていきます。</p> |

2. 1月22日の議会運営委員会を傍聴しました。

(1) 「日の丸を議場に掲揚を求める」要望書の取り扱いに関して、共産党、公明党の無所属議員も含めて各会派から意見が述べられた後、大井委員長は「議場の統理権は議長にある」からと「議長一任」を提案しました。議運としてこのような議事運営はこれまでなかったことです。

議長の諮問機関である議運では、議会運営上の諸問題や議長の統理権に係わる問題であっても、政治的あるいは思想・信条に関する諸問題は「全会一致」を原則としてきたはずです。「議長一任」の提案そのものはそのような議運の基本方針を根本から変更するものではありませんか。

(2) この件に関して議運の議論は「議論」とは言えません。反対意見を述べた2つの会派以外は最初に賛成意見を述べた会派の意見に「右に同じ」と言うだけです。議運が会派間の「意見調整機関」といっても、これでは議運自らが「議論の低調な議会」を実践していることになりませんか。各会派の議員が「会派の意見」を言うだけではなく、「この議案をどのように取り扱ったら良いのか」がなぜキチンと議論がされなかったのですか。

(3) 少なくとも2つの会派は明確に「反対」を表明しました。しかし大井委員長の「議長一任」提案をなぜ「異議なし」と同意してしまったのでしょうか。これは明確にされなければいけないと思います。

このたびは議長の独自判断ではなく、会派及び無所属議員の意見を参考にすべく議会運営委員会を開催し、意見を求めたところです。

また、議場に国旗を掲揚するかどうかを決める権限は、議長の事務統理権に基づくものとされており、議会運営委員会にはその権限がありません。

その結果、当委員会の基本原則として「全会一致」で議長に一任することを結論付けました。全会一致となる結論がこのたびの決定であり、基本方針を根本から変更するものではありません。